

別紙

と畜場から排出される汚泥の流通実態調査への協力依頼について
(平成22年1月4日付け21消安第8799号農林水産省消費・安全局長通知)
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
1 と畜場から排出される汚泥を肥料の原料として出荷した場合は、各月ごとに、出荷日、出荷先及び出荷量を別記様式に御記入の上、翌月の10日までを目途として、最寄りの地方農政局に御送付ください。 2 (略)	1 と畜場から排出される汚泥を肥料の原料として出荷した場合は、各月ごとに、出荷日、出荷先及び出荷量を別記様式に御記入の上、翌月の10日までを目途として、 <u>郵送又はファックスにより</u> 、最寄りの地方農政局に御送付ください。 2 (略)